

近畿財務局の知って役立つ「お金」の講座……

セカンドライフに必要な

公的年金の基礎知識

社労士による講座・無料

長くなった高齢期。安心して自立した老後生活を送るために、公的年金が大きな役割を担っています。

年金ってまだ増やせる？

配偶者の年金がよくわからない…。

繰上げ受給のデメリットって？

「第二の人生、まだ働こう」、「老後の資金が不安」という方に、知っておいていただきたい公的年金のお話です。

講座内容（例）

- ◆ 知っておきたい老齢年金のしくみ
- ◆ 働きたい人の 在職老齢年金の話
- ◆ 確認しておきたい配偶者の年金
- ◆ まだ増やせる？いろいろあるカラ期間
- ◆ 遺族年金について

申込時期：開催日の2か月前まで

開催日時：平日のみ

参加人数：原則15名以上（応相談）

所要時間：90分程度

講師：大阪府社会保険労務士会 所属

社会保険労務士



3. 60歳以降の働き方

① 在職老齢年金とは
60歳以降、厚生年金に加入しながら受け取る老齢厚生年金のこと
● 年金額と月額。異なることで年金額は減額される（金額支給停止となることも）
● 60歳台前半と65歳以降では計算の仕様が異なる

（特例支給の）老齢厚生年金 給与・賞与
 $年額 \div 12 = \text{基本月額}$ (加給年金を除く)
 $月額 + (\text{最近1年分の賞与} \div 12) = \text{総報酬月額相当額}$

60歳台前半の在職老齢年金支給月額計算の方法 ※2019年度厚生年金の適用

基本月額+総報酬月額相当額 20万円以下	→	全額支給
↓	↓	↓
総報酬月額相当額が 47万円以下	→	基本月額 - (総報酬月額相当額 - 基本月額 - 20万円) × 2
↓	↓	↓
総報酬月額相当額が 20万円以下	→	基本月額 - 総報酬月額相当額 × 2
↓	↓	↓
総報酬月額相当額が 20万円以下	→	基本月額 - (47万円 + 基本月額 - 20万円) × 2
↓	↓	↓
総報酬月額相当額が 47万円以下	→	基本月額 - (47万円 + 2 × (総報酬月額相当額 - 47万円))
↓	↓	↓
総報酬月額相当額が 47万円以下	→	基本月額 - (47万円 + 2 × (総報酬月額相当額 - 47万円))

※オンラインでの講座も対応しておりますので、ご相談ください。

※参加者の年齢層に応じた講座内容をご提供させていただきますので、年齢層をご教示ください。

※開催日等条件によっては、派遣のご希望に添えないこともございますので、あらかじめご了承ください。





【お申込方法】 下記いずれかの方法によりお申込みください。

①メール：下記事項をご記載の上、kinkizaimu@kk.lfb-mof.go.jp まで送信してください。

件名：出前講座の申込み

本文：団体名等、担当者名（ふりがな）、電話番号、メールアドレス、

希望日時 第1希望（年 月 日（ ）：～：）

第2希望（年 月 日（ ）：～：）

希望する講演テーマ（セカンドライフに必要な公的年金の基礎知識）、

対象者・人数、

会場（郵便番号・住所）、講座資料郵送先、講師用駐車場の有無、

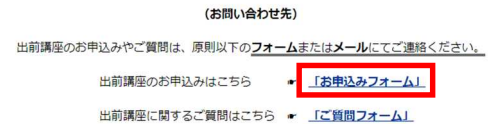
講座開催形式（対面／オンライン）、

ご用意いただける備品（パソコン・プロジェクター・スクリーン・

マイク・ビデオ・ホワイトボード）

②当局ホームページ（http://kinki.mof.go.jp/212_00002.html）

：各種講座のご案内ページ下部の「お申込みフォーム」よりお申込みください。



③QRコード：右記QRコードの読み込み先ページに表示される

「メール作成画面はこちら」よりお申込みください。



※上記方法でのお申込みが難しい場合は、お電話にてご連絡ください。

近畿財務局 総務部 財務広報相談室
大阪市中央区大手前4丁目1-76

TEL : 06-6949-6355

MAIL : kinkizaimu@kk.lfb-mof.go.jp

